

製油所と原発の行政処分

2015年4月14日

筒井哲郎

1. 製油所球形タンクの火災

2011年3月11日東日本大震災の夜、テレビ画面に衝撃的な画像を映していたのは、コスモ石油千葉製油所の球形タンク群から立ち上る紅蓮の炎であった。



図1. コスモ石油千葉製油所 球形タンク群の火災状況 (写真は Asahishinbun から引用)

この火災は、10日間燃え続け、鎮火したのは21日であった。被害は、LPG用球形タンク17基および周辺配管・道路が損傷し、また隣接する丸善石油およびチッソ構内でも、爆発による飛来物・爆風等によって火災が発生した。負傷者も6名発生した。原因としては、たまたま水張り試験をしていたタンクが強地震動によって支柱を破断し、倒壊したものである。つまり、通常の内容物より重い負荷がかかっているところへ地震荷重が

付加されたという、設計条件からいえば、ダブル・フェイリユアに襲われたという不運によるものである。

2. 行政処分

これに対して、原発およびコンビナートの保安を管轄する経産省原子力安全・保安院は、院長寺坂信昭氏の名前で行政処分および嚴重注意を行った（注 2）。処分理由は次の通りである（注 3）。

- ① 今回の事故で重症 1 名、軽傷 5 名の負傷者を出したほか、製油所外への部材飛散、製油所外での火災を引き起こした。
- ② 千葉県知事から事故が発生した LPG 出荷設備の使用停止命令を受けた
- ③ 同 LPG 出荷設備で、高圧ガス保安法で設置を義務付けられている緊急遮断弁 3 基をピンで「開」状態で固定していた。

結果としては、責められるところもあるが、大地震の時にたまたま満水テストを行っていたという点で、われわれプラント業界のものとしては、少なからず同情している。当事者のコスモ石油も、結果責任について周辺諸社に対して謝罪の意を表し、行政処分に対しても恭順の意を表している。

3. 福島第一原発事故

同じ日に同じ地震に襲われた福島第一原発は、過酷事故を発生し、周辺に広く放射能汚染を及ぼした。しかし、経産省原子力安全・保安院が行政処分を執行したという話は聞かない。



図 2.福島第一原発の爆発画像 東京電力（注 4）

前節の行政処分 3 項目が、原発の過酷事故原因と比較して、とくに悪質だと言えるだろうか？

- ① 項は、けが人を出し、敷地周辺に放射性毒物を飛散させたこと、事故関連の死者を多数発生したことについて、タンク火災より被害が格段に大きい。
- ② 項は、単に行政手続き上の問題であるから、業種による規制法の違いのために比較ができない。
- ③ 緊急遮断弁 3 基を「開」状態に固定していた、という点は、非常用の弁が非常時に機能しなかったという意味において、処罰に値する。原発ではどうか。過酷事故時に駆動するはずの 1 号機の IC（隔離時復水器）の弁が、フェイリュア・クローズになっていて、非常時に自動で開かない状態になっていたのと同罪ではないか。また、RHR（残留熱除去）システムの非常用海水ポンプが、OP+4.5mの取水エリアに据え付けられていて、津波をかぶって機能を失ったことと同罪ではないか。

そうして、事故の結果として、原発事故災害関連死者数が、1100 人を超えている（注 5）。

4. 原発への依怙最良と契約違反

経産省原子力安全・保安院は一般産業の石油プラントに対しては厳正な規制機能を果たしたと評価できる。しかし、原発には規制当局としての機能を果たさず、電力会社に依怙最良下と思わざるを得ない。日本の普通の民間企業同士、あるいは民間企業と監督官庁との間には依怙最良はなくて、かなり公平かつ法規定通りのルールが運用されてい

る。しかし、原発分野だけ、きわめて特殊な理屈をつけて、安全管理も経済原則も捻じ曲げられている（注6）。

究極の不正義は、「立地審査指針」という、原発立地の際になされる地元の人々との間に約束された、いわば「社会契約」が、新規制基準制定とともに反故にされたことである。「立地審査指針」は、「重大事故を超えるような技術的見地からは起こるとは考えられない事故（『仮想事故』という）の発生を仮想しても周辺の公衆に放射線災害を与えないこと」という条件を規定しており、現存のすべての原子力施設を建設する際に、その立地自治体に対して、その条件で「安全だ」と約束している。けれども、福島原発事故で過酷事故が発生し、その条件をはるかに凌駕する災害発生が実証され、かつ、新規制基準では過酷事故発生を前提に原発の規制を審査することにした。結果として、立地審査指針を守ることは不可能であることが明らかになり、原子力規制委員会は、立地審査指針を審査基準から外してしまった。これは、立地時の社会契約の変更を意味することであり、本来なら、地元住民との間で再交渉を行って、新しい条件で契約をし直す必要があるはずだ。しかし、原発を管轄する経産省も、規制を担当する原子力規制委員会も、頼かむりしたままである。

現在の原発の安全審査は、世間一般の公序良俗から著しく逸脱している。

注1. 「世界の貯蔵タンク事故情報」

<http://tank-accident.blogspot.jp/2013/01/2011.html>

注2. 「コスモ石油株式会社に対する行政処分等について」経済産業省原子力安全・保安院、平成23年6月30日

<http://www.meti.go.jp/press/2011/06/20110630008/20110630008.pdf>

注3. 化学業界の話題「経産省、東日本大震災の火災事故でコスモ石油に行政処分」

<http://blog.knak.jp/2011/07/post-915.html>

注4. 福島第一原子力発電所1～4号機「写真・動画集」東京電力、2011年3月16日掲載

<http://photo.tepco.co.jp/date/2011/201103-j/110316-01j.html>

注5. 「原発関連死、100人超す 福島、半年で70人増」『東京新聞』2014年9月11日

<http://www.tokyo-np.co.jp/article/feature/nucerror/list/CK2014091102100004.html>

注6. 古賀茂明『原発の倫理学』講談社、2013年、P.1